

# 正倉院年報

## 一 染織品の整理

昭和四十四年度における染織品の整理は、南倉所属の衣服類その他と、南倉第百二十六号櫃および本年度より着手した第百二十七号櫃にそれぞれ所納の幡類等残欠の展開整理を主体とし、あわせて中倉所属辛櫃納在の布断片の整理を行なった。なお第百二十六号櫃納在染織品は、昭和三十七年に展開整理に着手し、本年度をもつて、微細な裂片を除き大略その整理を了した。

それらの整理細目はつぎのとおりである。

### (一) 衣服類その他

#### (1) 唐古染十九物のうち

##### 一 破陣染太刀袋 二口

白絶表、赤絶裏。一口は片面に「東大寺破陣染太刀天平勝宝四年四月九日」、また一口は片面に「破陣染太刀」、他面に「東大寺破陣染太刀天平勝宝四年四月九日」とそれぞれ墨書がある。

#### (2) 度羅染八物のうち

##### 一、婆理太刀袋 一口

白絶表、赤絶裏。両面にそれぞれ「婆理太刀」と墨書がある。

#### (3) 袍三十一領のうち

##### 一、黒紫絶袍残欠 一領

##### 一、皂絶袍残欠 一領

##### 一、白絶袍残欠 一領

墨書「勝宝四年四月九日」

##### 一、白絶袍残欠 一領

「東大寺舶染銅抜」天「年四月九日」と墨書がある。すなわち舶染用物中へ帰属させるべきものである。

##### 一、白絶袍残欠 一領

##### 一、白絶断片 二片

袖および原用途未詳の断片。

#### (4) 襖子三領

##### 一、紅絶襖子残欠 一領

墨書「襖子襖」月九日

##### 一、浅緑目交藤纈絶襖子残欠 一領

##### 一、白絶襖子残欠 一領

#### (5) 衣服残欠十畧

##### 一、夾纈絹 一畧

白紬の衣服残欠である。袖と裾に花文夾纈染めを施している。墨書「東大寺」。

一、赤紫葛纈絶表黄紬裏 一裷

袷の衣服の黄紬の裏地が残ったものである。表裂の葛纈絶はほとんど逸している。

一、褐色葛纈細絹 一裷

従来なにかであるか知られていなかったが、整理に際して葛纈染薄絶製の衣服断片であることが判明した。

一、紫布 一裷

これも従来詳らかでなかったが、整理に際して、衣服二領および裳と思われるもの一腰の断片であることが判明した。いずれも褐色麻布製である。

一、錦表緋絶裏 四裷

四裷（包）中の一は白綾表白絶裏長方裂、二は錦絶縫分袖状裂、三は白地錦赤地錦継分裂、四は紫綾錦縁円形裂で、いずれも原用途未詳である。

一、雑裷 二

その一は紅絶衣服断片、絶袷衣服断片、褐色綾幡脚状裂、および原用途未詳の黄絶断片。その二は夾纈羅衣服断片および原用途未詳の黄絶断片である。

(二) 幡類等残欠第二百二十六号櫃所納

一、羅道場幡残欠 五旒又二片

右はいずれも聖武天皇一周忌齋会用の道場幡である。

一、夾纈羅幡残欠 一旒

一、綾幡断片 二片

一は紫綾、一は黄綾。

一、灌頂幡垂脚断片 三片

聖武天皇一周忌齋会に用いられた灌頂幡の垂脚で、いずれも綾製。そのうち二片は、それぞれ綾の花形裁文と半花形裁文を縫付けている。

一、各種幡類断片

道場幡その他の幡類の各部分の小断片である。幡頭七片、幡身断片二片、垂飾断片十条又八片。

一、錦裂断片 一片

表裏赤地狩獵文錦、白絶芯、一辺に白綾断片が縫付けてある。原用途未詳。

一、雑色組平帯断片 一条

一、白絶断片 一片

片面に錦断片、一辺に褐色絶の縁が付いている。原用途未詳。

一、暈綯夾纈羅細帯状裂断片 一条

一、紫綾細帯状裂断片 二片

一、錦三角形裁文 一片

一、錦垂端飾裁文 一片

(三)、幡類等残欠第百二十七号櫃所納

一、錦道場幡残欠 三旒又一片

一、羅道場幡残欠 一旒

右二件は、いずれも聖武天皇一周忌齋会用の道場幡である。

一、黄純幡残欠 一旒

墨書「 首麻呂命過依願 」。

一、灌頂幡花形裁文断片 一片

聖武天皇一周忌齋会用の灌頂幡の身部の飾りである。綾に錦を重ねている。

一、錦幡頭 一片

一、錦継分裂断片 一片

中央に緑地狩獵文錦、左右に赤地同文錦を継ぐ。原用途未詳。

一、腰裳残欠 一腰

(四)、古裂帖

中倉所屬第八十一、八十三、八十七、九十三の各号辛櫃所納の麻布断片の一部を整理して、つぎの五冊の古裂帖に分貼した。

帖第七百十六号貼八十二片、帖第七百十七号貼百十一片、帖第七百十八号貼三百二十五片、帖第七百十九号貼九十三片、帖第七百二十号貼八十四片。

二、器物残材の整理

南倉所屬の器物残材雜塵及び古裂整理中に発見した器物残片等の整理を本年より經常業務として開始した。そのうち、宝物と照合の結果、帰属が確認され、或いは同類と認められたものは次のとおりである。

(一) 器物残材雜塵中のもの

一、貝環 一枚 貝環五枚(中倉)と同類。

一、螺鈿及瑠璃剥落片 瑠璃螺鈿八角箱(中倉)に帰属。

一、唐草文金銅帖角 二片 黄楊木長八角几第一号(中倉)に帰属。

一、床脚疊摺 一片 同右

一、黒漆柄の舌破片 二片 軀一五口(中倉)の内第一五号に帰属。

一、紫檀金銀絵破片 一片 黄楊木金銀絵箱(中倉)に帰属。

一、仮瑠璃絵木片 一片 蘇芳地彩絵箱(中倉)に帰属。

一、几脚破片 五片 檜八角几第二四号(中倉)に帰属。

一、檜箱蓋懸 一片 漆箱第四〇号(中倉)に帰属。

一、黒柿脚 三個 檜方几第二二号(中倉)に帰属。

一、花形皿脚 二隻 漆彩絵花形皿第一号乃至第五号(南倉)のものに帰属。

一、金銅垂飾 一枚 金銀花盤(南倉)雜玉飾に帰属。

一、桐製耳朶破片 一片 伎楽面第二八号(南倉)に帰属。

一、稜形木片 一片 白檀八角箱(中倉)身底板の一部に帰属。

一、紫檀破片 三片 紫檀木画双六局(中倉)床脚に帰属。

一、瑠璃残片 一片 螺鈿楓琵琶(南倉)の槽部に帰属。

一、四弁花形瑠璃残片 一片 平螺鈿背円鏡第二号（南倉）に帰属

一、瑠璃残片 三片 檜和琴（南倉）に帰属。

一、紫檀残片 一片 同右

一、金銀絵蘇芳染蓋懸木片 二片 沈香末塗経筒（中倉）に帰属。

一、貝匙 一枚 柄欠 貝匙（南倉）と同類。

(二) 古裂整理に際し発見した器物残片中のもの。

一、紫檀銀絵墨斗残欠 二片 紫檀小墨斗（中倉）に帰属。

一、金銅垂端飾 一枚 金銀花盤（南倉） 雜玉飾に帰属。

一、貝匙残闕 （完形六枚  
匙の廿八枚  
柄十六本） 貝匙（南倉）と同類。

一、紫檀小片 二片 檜和琴（南倉）に帰属。

一、金銀絵疊摺木片 一片 黄楊木金銀絵箱（中倉）に帰属。

一、銀覆輪 一片 瑠璃螺鈿八角箱（中倉）に帰属。

一、黒柿蘇芳染金銀絵小片 二片 黒柿蘇芳染金銀絵箱（中倉）に帰属。

一、金銀絵紫檀片 一片 黄楊木金銀絵箱第三〇号（中倉）に帰属。

一、金銀絵紫檀片 一片 紫檀木画挾軾（北倉）に帰属。

一、金銀絵蘇芳染蓋懸木片 一片 沈香末塗経筒（中倉）に帰属。

一、木画紫檀小片 二片 紫檀木画双六局（中倉）に帰属。

一、蘇芳地金銀絵木片 三片 蘇芳地金銀絵床脚籠箱（中倉）に帰属。

一、緑青地花文木片 一片 同右。

### 三、宝物の修理

本年度において宝物の修理を了えたものは次のとおりである。

#### (一) 漆工品修理

一、銀平脱合子 一合 （北倉）

もと碁子を納めていた四合中の一。円形印籠蓋造。蓋身とも撫角で塵居を作る。内外全面に布を貼り黒漆地に銀平脱にて尾長鳥雌雄、蔓草文を表わす。

一、御杖刀 一口 （同）

二口のうち黒漆塗の鞘。

鞘尾は鉄を以て包み、銀象嵌で唐草文を表わす。把は鮫皮をまとい把頭は白牙を以て作る。

一、赤漆八角小櫃 一合 （同）

八角覆蓋造、杉製で内外ともに赤漆を塗る。もと聖武天皇御礼冠の櫃。

一、漆冠筒 一合 （同）

円形印籠蓋で樺材による一木造、外面には布を貼り、内外とも黒漆を塗る。もと光明皇后の御礼冠を納む。

一、金銅莊横刀第六号 一口 （中倉）

一、銅漆作大刀第九・十一号 二口 （同）

右刀剣類の漆鞘

一、赤漆葛箱 一合 (同)

葛藤製覆蓋造で全体に赤漆を塗り、蓋身とも表面の各辺に二重菱文及縁に小花文を銀泥を以つて描く。なお箱内には羅の覗がある。

一、赤漆櫨木小櫃 一合 (同)

櫨製印籠蓋造で全面に赤漆を塗る。

蓋裏に貼紙あり、墨書云。

不知猷者 銀合子一合 銀鏡一口 居黒柿蓋

八曲坏二口 十曲坏二口 銀盤一口

居黒柿蓋 天平勝宝四年四月九日

一、刀子第士、二十九号 二口 (同)

右刀子の漆鞘

一、密陀彩絵箱第十四号一合 (同)

木製櫃形、黒漆地に黄白色と朱の顔料を以つて文様を描く。蓋上面には蓮房様の文様を中心に忍冬文を置き、鳳凰四羽を廻旋的に繞らし四周に忍冬文を描く、身の側面には忍冬文と竜頭とを描き、床脚にも唐草文を描く、蓋表に貼紙あり、墨書云。 納丁香青木香 会前東大寺

一、漆胡樽 一双 (同)

木製、全面に布を貼り黒漆を塗る。上面に六花形鉄座を有する鑲各二個を着く。西方沙漠の旅行に水を入れて駱駝の背に振り分け用いたと言われる皮袋に似る。特にその口辺部におもかげをとどめる。

一、漆彩絵花形皿第一、五号 二枚 (南倉)

一、漆花形皿第十八号 一枚 (同)

一、漆櫃 一合 (同)

杉製唐櫃、蓋身とも内面は赤漆塗り、外面は黒漆塗、蓋表及身側面には白色顔料にて雲・虎・獅子等を描き全面に油を塗る。

一、赤漆櫃 一合 (同)

杉製唐櫃、蓋身とも内面は生地のまま、他の全面は赤漆を塗り各稜角には二纏巾に黒漆を塗る。蓋、身の側面には花枝・双兔・雲・孔雀等を白緑顔料にて描き油を塗る。

(二) 馬鞍の修理

一、馬鞍 第九号 一具 (中倉)

鞍橋、韃、<sup>くらぼね</sup>尻背、<sup>したうろ</sup>銜、<sup>あぶみ</sup>銜、胸懸、尻懸を具備するが、<sup>くろしき</sup>鞍褥、面懸を欠く。各部の拵は、韃の心に蘭筵、木葉、布を重ね用い、表裏を漆塗草で包むなど、院蔵の他の馬鞍のそれと相通ずるところが多いが、麻組緒をもつて胸懸、尻懸を作るのは本第九号のみで、他には例がない。

一、馬具残闕 (同)

馬鞍十具のいずれにも属さぬ馬具残闕のうち、銜、手綱、胸懸、障泥、その他馬具に使用の草残片。

障泥は、熊毛草と黒漆塗りの布を貼り合せ、上部に紐通し孔を穿つ。雨天の泥濘の時、馬鞍の左右に各々一隻、草紐にて懸垂装着する。現存するのは四双と残闕数片で、四雙の裏側には夫々白字で「乙」、「丙」、「丁」、「中」の文字を記す。熊の毛は今殆ど脱落している。

右、いずれも原状を損わない程度の維持修理を行なった。

なお、馬鞍の修理は昭和三十四年以來続けられて来たが、本年をもつてすべて終了した。

#### 四、刀劍類の研磨

第二次刀劍類研磨計画第四年度として、本年度に研磨を了したものは次のとおりである。

- 一、黒作太刀第二十一号 一口 (中倉)
- 一、無莊刀第三十八号 一口 (同)
- 一、鉾第十五号 一枚 (同)
- 一、黒瑠璃把白銅鞘金銀珠玉莊刀子第十六号 一口 (同)
- 一、紫檀螺鈿把斑犀鞘金銀莊刀子第二十三号 一双 (同)
- 一、斑犀把沈香銀絵鞘金銀莊刀子第二十四号 一双 (同)

#### 五 経卷の修理

昭和四十四年度における聖語藏経卷の修理は、前年度に引続き乙種写経四十一卷と、新しく宋版経に着手し、その十九帖とを完了した。即ち左の通りである。

乙種写経 第五十一号 龍樹菩薩勸誡王頌より第七十三号 金剛仙論卷十まで 四十一卷

宋版経 第一号 妙法蓮華経卷六より第二号放光般若波羅密経卷十九まで 十九帖

乙種写経、宋版経いずれも虫損、破損が多く、また裸紙、軸(乙写)の逸失するものがあるが、それぞれ旧態を損じないよう修理し、裸紙、軸の欠失するものは古様に似して新補した。乙種写経は、紙背に応々宝塔、梵字、花押の黒印を捺したり、花押が書かれたりしてあり、おおむね鎌倉時代の書写にかかる。

乙種写経、宋版経で卷末識語及び刊記のあるものは次のとおりである。

乙写六十八号 縁起聖道経

文永二年<sub>丑</sub>後四月廿八日書写之 叡舜 同二年六月一日於海住山十

輪院一交畢 沙門頼永

乙写七十号 大宝積経論卷一

文永四年<sub>丁卯</sub>二月八日<sub>酉</sub>時於東大寺尊勝院 □宗成法師令一校畢 為法隆

寺園嚴法師之沙汰所令書写之也 法印宗性記之

同 卷二

文永四年<sub>丁卯</sub>二月二十七日<sub>申</sub>時於東大寺知足院草菴誹宗成法師令一校畢

為法隆寺園嚴法師之沙汰所令書写之 法印宗性記之

同 卷三

文永十年配三月十三日以戒壇院之本一交了頼永

宋版一号 妙法蓮華經卷六

魯国太夫人張氏伏遇

亡夫太伝大亟相李公遠忌之辰謹施淨

財老伯貫文入福州開元禪寺大藏經司

雕鳳字函妙法蓮華經七卷法華三昧等

經三卷共計一十卷伏玆勝因薦嚴超生

淨土時紹興二十一年正月十五日謹題

同二号 放光般若波羅蜜經卷七

大宋国両浙路湖州帰安県松亭卿思溪居住左武大夫密州観「察使致仕王

永従同妻恭人嚴氏弟忠翊郎永錫妻顧氏」姪武功郎冲允妻卜氏従義郎冲

彦妻陳氏男迪功郎冲元」妻莫氏保義郎冲和妻呂氏与家眷等恭為祝延」

今上皇帝聖躬万歳利樂法界一切有情謹發誠心」捐捨家財開鑲大藏經板

惣伍佰伍拾函永遠印造」流通紹興二年四月 日謹題

雕經作頭李孜李敏印經作頭柯「掌經沙門覺弥」対経沙門仲謙行堅幹雕

經沙門法相」対経慈覺大師靜仁慧覺大師道融賜紫修敏」都对証湖州覺

悟教院住持伝天台祖教真悟大師宗鑑」勸縁平江府大慈院住持管内掌法

伝天台教説法大師淨梵」勸縁住持円覺禪院伝法沙門懷深」

## 六、宝物の特別調査

### 漆工品調査

昨昭和四十三年度から三年の予定ではじめられた漆工品調査の第二年度は、平脱・密陀絵関係の宝物を中心に行なつた。その品目は次のとおりである。

#### 平脱関係

- |                |    |      |
|----------------|----|------|
| 一、八角鏡          | 一面 | (北倉) |
| 一、金銀鈿莊唐大刀第一、三号 | 二口 | (中倉) |
| 一、金銀莊横刀第四号     | 一口 | (同)  |
| 一、金銀平脱皮箱第四、五号  | 二合 | (同)  |
| 一、筥            | 二口 | (南倉) |
| 一、筥            | 一口 | (同)  |
| 一、銀平脱竜船墨斗      | 一口 | (同)  |
| 一、漆螺鈿龜頭        | 一口 | (同)  |

#### 密陀絵関係

- |                   |     |      |
|-------------------|-----|------|
| 一、密陀彩絵箱第十三、十四、十五号 | 三合  | (中倉) |
| 一、密陀絵盆第一〜十七号      | 十七枚 | (南倉) |
| 一、密陀絵花形皿第一、三、六号   | 三枚  | (同)  |
| 一、漆櫃              | 二合  | (同)  |
| 一、赤漆櫃             | 一合  | (同)  |

調査は東京芸術大学名誉教授松田権六、文化財保護審議会専門委員溝口三郎、文化財保護審議会鑑査官岡田譲、漆芸家北村久造の四氏に依頼して行ない、東京国立博物館漆工室長荒川浩和氏がこれを補助した。

# 訂正

紀要第二十一号中、刀剣類研磨の項を次のように訂正する。

第二次刀剣類研磨計画第三年度として研磨を了したものは次のとおりである。

- |                          |       |    |      |
|--------------------------|-------|----|------|
| 一、黒作大刀                   | 第十五号  | 一口 | (中倉) |
| 一、無莊刀                    | 第四十七号 | 一口 | (同)  |
| 一、鉾                      | 第十一号  | 一枚 | (同)  |
| 一、青石把漆鞘金銀鍔莊刀子第一号         |       | 一口 | (同)  |
| 一、水角把沈香鞘金銀山水絵金銀珠玉莊刀子第十三号 |       | 一口 | (同)  |
| 一、白犀把水角鞘刀子第三十七号          |       | 一双 | (同)  |
| 一、牟久木把鞘金銅莊刀子第四十七号        |       | 一口 | (同)  |